

第3期
東近江市
子ども・子育て支援事業計画

令和7年度から令和11年度まで

概要版

うるおいとにぎわいが育む
子どもが未来に輝くまち 東近江市



東近江市こども施策PRキャラクター
「子ども未来ちゃん」

令和7年3月
東近江市

1

計画策定について

---計画策定の趣旨---

本市においては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の基本指針に基づき、東近江市子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育環境の充実を目指して、本市の実情に合わせた子育て支援を進めてきた。子どもを取り巻く状況に目を向けると、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策による外出自粛及び行動制限による交流又は交友機会の激減は、孤独・孤立を加速させ、児童虐待相談及び不登校の件数が増加している。こうした状況を踏まえ、国においては、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和5年4月にこども基本法(令和4年法律第77号)が施行され、同年12月にこども大綱が閣議決定された。

この度、令和6年度で第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画(以下「第2期計画」という。)の計画期間が終了することから、根拠となる法律及び関連する法律の動向を踏まえ、子どもの健やかな成長と自立を支援する東近江市の実現を目指し、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画(以下「本計画」という。)を策定する。

---計画の位置づけ---

本計画は、子ども・子育て支援法第61条及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づき策定するもので、本市の一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした計画である。また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)を踏まえ、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指す計画とする。

2

第2期計画の成果

第2期計画は、四つの基本目標を掲げ、その達成に向け具体的な取組を進めてきた。主な成果は、以下のとおりである。

基本目標	主な成果の内容
【基本目標1】 子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり	<ul style="list-style-type: none">● 保育ニーズの高まりを受け、既存施設の改修及び民間認定こども園の整備により、定員を拡大● 学童保育所を新たに3箇所開設● 夏季休業期間限定学童保育所を開設● 全ての公立認定こども園で一時預かりを開始● 病児保育の対象年齢及び利用時間を拡大
【基本目標2】 安心して産み健やかに育てられる環境づくり	<ul style="list-style-type: none">● 産後ケア事業及び多胎児家庭へのサポーター派遣を開始● 妊産婦の医療費に係る自己負担金の一部助成を開始● 妊娠期からの伴走型相談支援を開始
【基本目標3】 全ての子育て家庭を支援する環境づくり	<ul style="list-style-type: none">● こども家庭センターを設置● 校内教育支援センターを設置● フリースクール等民間施設の利用料の一部補助を開始
【基本目標4】 社会全体で子育てする環境づくり	<ul style="list-style-type: none">● 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、事業所を対象とした研修会を実施● 布引の森、博物館等を活用した交流・文化活動

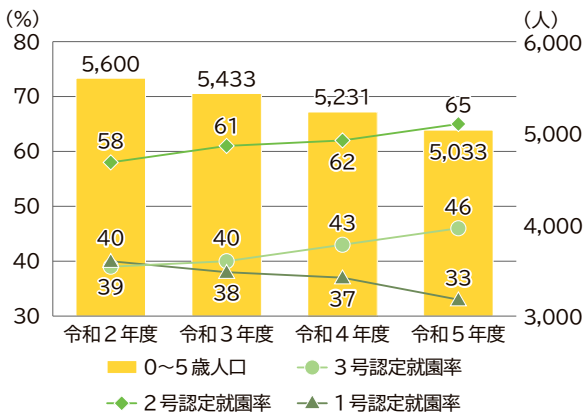
3

課題の整理

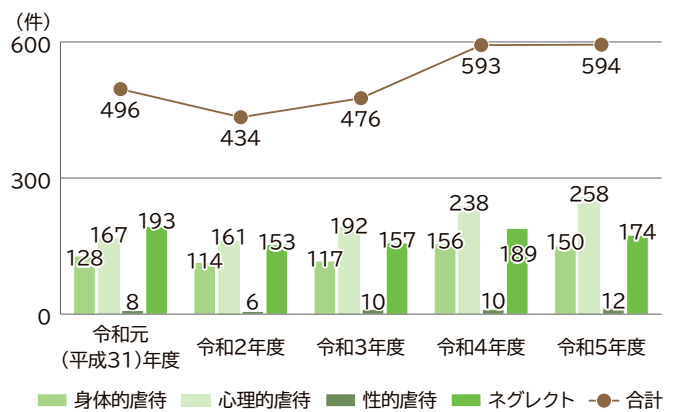
第2期計画に基づき取り組んできた事業の主な課題は、以下のとおりである。

課題	主な課題の内容
【課題1】 教育・保育の充実と子どもの健やかな育ちへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性の就業率約8割に対応する教育・保育の提供体制の整備 ● 放課後及び長期休業期間における居場所づくり ● 子どもの健康及び命を守る取組の推進 ● 不登校の児童生徒への支援
【課題2】 子育てと仕事のライフプラン実現への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの誕生前からの切れ目のない支援 ● 親育ち支援 ● 企業の子育てに関する理解の促進
【課題3】 全ての家庭が安心できるインクルーシブな支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育ての不安及び負担の解消 ● ひとり親が抱える困難への対応 ● 障害の早期発見及び早期支援の推進 ● 外国にルーツのある子どもの増加と学習・生活面での支援
【課題4】 地域社会と連携した子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「子どもの権利」に関する啓発等の推進 ● 子どもがのびのびと遊べる環境の確保 ● 子どもの社会性及び思いやりを育む多様な交流・体験の場の充実 ● 登下校(登降園)等の安全確保及び安全教育の推進

◆ 認定別の就園率と0歳から5歳までの人口の推移



◆ 児童虐待相談件数の推移



4

本計画の基本的な考え方

… 基本理念・目指すまちの姿 …

うるおいとにぎわいが育む 子どもが未来に輝くまち 東近江市

本市の有する水と緑の豊かな自然及び悠久の歴史・文化を最大限にいかし、あわせて、個性豊かなまちに暮らす魅力あふれる人々の創意工夫・相互協力による「うるおいとにぎわい」の中で、子ども一人一人が元気に明るく、いきいきと輝くことのできるまちを目指す。

また、未来を担う子どもの育成及び「子どもの最善の利益」の実現に向けて、特に重要かつ緊急に取り組むべき施策を重点施策と定め、本計画期間において戦略的に取り組む。

5

施策の展開

基本目標	課題	施策の方向性	主要施策
【基本目標1】 子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり	【課題1】 教育・保育の充実と子どもの健やかな育ちへの支援	1 幼児期の教育・保育の充実	幼児教育・保育の充実 ◆
		2 放課後等の子どもの活動の場の充実	(1)多様な放課後活動等の推進 (2)学童保育所の充実
		3 学校等における子どもの健やかな育ちへの支援	(1)学校・家庭・地域の連携強化 (2)学校と連携した相談等支援の推進 (3)子どもの健全育成の推進
【基本目標2】 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	【課題2】 子育てと仕事のライフプラン実現への支援	1 子どもの誕生前からの切れ目のない支援の充実	(1)妊娠・出産に関する支援の推進 (2)母子の健康への支援と医療機関との連携 (3)子育て家庭の経済的基盤の安定 (4)親と子どもの共育ちの支援
		2 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1)仕事と生活の調和を推進するための意識づくり (2)企業における子育て支援の取組の推進
【基本目標3】 全ての子育て家庭を支援する環境づくり	【課題3】 全ての家庭が安心できるインクルーシブな支援体制の整備	1 子どもの未来応援施策の推進	(1)児童虐待の防止と孤独・孤立対策の推進 ◆ (2)貧困・ひとり親家庭等への支援の推進 ◆ (3)こども家庭センターを中心とした児童虐待予防のための支援の推進 ◆
		2 インクルーシブな支援体制の整備	(1)障害児支援の推進 ◆ (2)外国にルーツのある家庭への支援の推進 ◆
【基本目標4】 社会全体で子育てする環境づくり	【課題4】 地域社会と連携した子育て支援の推進	1 子どもの育ちを支える環境づくり	(1)子どもの権利を守る取組の推進 (2)子育て支援ネットワークづくり
		2 交流・体験の機会創出	(1)子どもの交流の場づくり・遊び場づくり (2)子どもの体験活動の充実
		3 安心・安全な環境づくり	(1)子どもを犯罪被害から守る取組の推進 (2)地域における安心・安全への取組

主な事業

- 保育の量の確保と幼児教育センターによる保育の質の向上
- 新 多様な保育ニーズに応える体制の充実

- 放課後子ども教室の実施 ● 子どもの体験活動の場の提供
- 地域が育む子どもの交流の場づくり・遊び場づくり

- 学童保育所の保育及び環境の質の向上 ● 学童保育の提供体制の強化

- 地域に開かれた学校づくりの推進 ● コミュニティ・スクールの充実

- 新 学校における相談体制の充実 ● 子どもオアシス(児童生徒成長支援室)の充実

- 「確かな学び」を育む教育の推進 ● 子どもと本を結ぶ活動の推進

- 妊婦及び配偶者に対する相談支援の推進 ● 新 妊産婦の医療費助成の推進

- 新 ハイリスク妊産婦・新生児援助事業の実施 ● 新 産婦健康診査の費用助成 ● 新 産後ケア事業
- 乳児おむつ等支給事業(見守りおむつ宅配便)による産後育児不安の解消

- 乳幼児から高校生世代までの子どもの医療費の助成 ● 公営住宅の提供
- 新 妊婦のための支援給付

- 図書館活動を活用した親育ちの促進 ● 家庭の教育力向上に向けた学習機会と情報の提供
- 新 親子間の適切な関係性構築のための支援(親子関係形成支援事業)

- 男女共同参画の啓発の推進 ● 男性の家事、育児等への参画の推進
- 男女共同参画やすらぎ相談の実施 ● 女性の再就職への支援

- 男性の育児休業の取得の推進 ● 働きやすい環境の整備

- 教育・保育機関、相談支援機関、地域が連携した見守り・相談体制の充実
- 学校や家以外の子どもの居場所支援(児童育成支援拠点事業) ● ホームフレンドの派遣
- 校内教育支援センター及び子どもオアシス(児童生徒成長支援室)による不登校児童生徒への支援

- 低所得家庭等への経済的支援の推進 ● 生活困窮家庭等の自立に向けた支援
- ひとり親家庭の自立に向けた支援 ● 子どもの学習・生活支援事業

- 新 こども家庭センターを中心とした妊娠期からの切れ目ないアウトリーチを含めた相談支援の実施
- 新 支援のコーディネートの実施 ● 新 地域資源の開拓・活用の推進

- 障害の早期発見及び早期支援の推進と児童発達支援センター事業を中核とした障害児支援体制の整備
- 発達相談等の充実 ● 特別支援教育の充実 ● インクルーシブ教育の推進

- 外国にルーツのある家庭とのコミュニケーション・情報発信強化
- 外国にルーツのある子どもへの日本語指導及び生活指導

- 新 子どもが意見を表明できる機会の確保・充実

- ファミリー・サポート・センター事業による助け合いの子育て支援
- 団体と連携した交流促進等の推進 ● 切れ目ない子育て拠点づくり事業
- 気軽に赤ちゃんとお出かけができる環境整備のための赤ちゃんの駅設置

- 子育て中の保護者及びその子どもが気軽に集えるつどいの広場の充実 ● 赤ちゃん広場の開催
- 保育所等と連携した未就園児の交流活動の推進 ● 子どもへの絵本の読み語りの推進
- 地域が育む子どもの交流の場づくり・遊び場づくり

- 里山保育の実施 ● 郷土の歴史・文化と触れ合う機会の充実

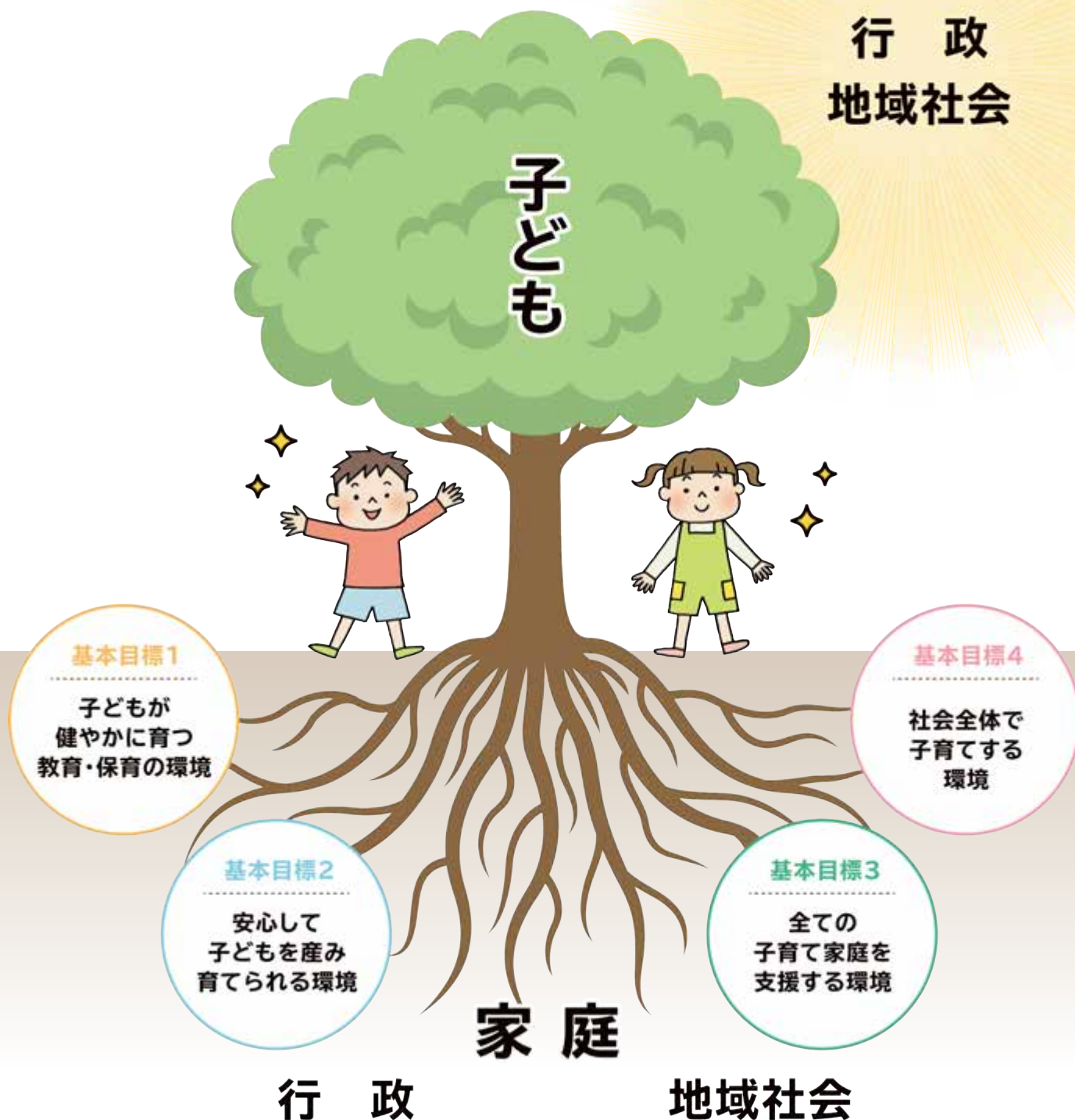
- 防犯意識の向上 ● 学校と連携した防犯等教育の推進

- 地域ぐるみの防犯体制の強化 ● 交通安全対策の推進

6

東近江市のウェルビーイングな子どもを育むイメージ

(※ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良好な状態のこと)



子どもを木に、家庭を大地に例えると、大木に育つためには、栄養豊かな大地にしっかりと根を張ることが必要である。行政及び地域社会は、大地を豊かにするとともに、木を照らし、木の成長を助ける役割を担う。本計画の取組による栄養分が根から枝葉まで届くことで、ウェルビーイングな子どもを育む。

7

子ども・子育て支援事業の実施に向けた 量の見込みと確保方策

--- (1) 教育・保育提供区域 ---

教育・保育提供区域とは、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進するに当たり、基礎となる区域のことである。

本計画では、0歳から2歳児までの教育・保育の提供体制を確保することを重視し、市全域を一つの提供区域とする。提供区域を一つとすることで、多様な事業者の参入を受け入れることができ、柔軟な供給体制を確保することができる。

--- (2) 幼児期の教育・保育事業 ---

幼児期の教育・保育事業は、小学校就学前の乳幼児が幼児施設(保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所)を利用する事業である。

■ 認定区分と対象児童・施設

認定区分		利用できる施設等
1号認定	【教育標準時間認定】 子どもが満3歳以上で、認定こども園等で教育を希望	認定こども園、幼稚園 (教育標準時間)
2号認定	【保育認定満3歳以上】 子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、 認定こども園等で教育・保育を希望	認定こども園、保育所 (保育標準時間、保育短時間)
3号認定	【保育認定満3歳未満】 子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、 認定こども園等で保育を希望	認定こども園、保育所 (保育標準時間、保育短時間)、 地域型保育事業所

■ 量の見込みと確保方策

上段:量の見込み 下段:確保方策

区分	対象年齢	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3~5歳	人	727	657	572	506	450
			1,863	1,863	1,863	1,863	1,778
2号認定	3~5歳	人	1,716	1,721	1,672	1,659	1,670
			1,772	1,772	1,772	1,772	1,773
3号認定	0歳	人	203	211	219	227	235
			241	241	241	241	243
	1歳	人	416	432	448	464	479
			422	432	448	464	479
	2歳	人	468	464	476	488	499
			488	488	498	498	499

本計画では、東近江市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果及び近年の利用状況並びに実績を基に、事業の現在の供給体制、今後の動向等を踏まえ設定した量の見込みと確保方策及びその時期を示している。

--- (3) 地域子ども・子育て支援事業 ---

教育・保育のほか、子ども・子育て支援法で定められた事業として、子ども及び子育て家庭を対象に各事業を展開する。

■ 量の見込みと確保方策

(※量の見込みと確保方策の数字が一致しない場合は、上段に量の見込み、下段に確保方策を記載)

事業名		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者支援事業	基本型	箇所	6	6	6	6	6
	特定型	箇所	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	箇所	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相 談支援事業型	延べ回数/年	1,549	1,536	1,522	1,509	1,496
時間外保育事業〔延長保育事業〕		延べ人数/年	17,760 21,600	17,280 21,600	16,800 21,600	16,320 21,600	16,080 21,600
放課後児童健全育成事業〔学童保育所〕		人/年	1,740 2,142	1,732 2,142	1,735 2,142	1,722 2,142	1,705 2,142
子育て短期支援事業〔ショートステイ〕		延べ人数/年	100	100	100	100	100
乳児家庭全戸訪問事業		件/年	704	698	692	686	680
養育支援訪問事業		延べ人数/年	50	50	50	50	50
子育て世帯訪問支援事業		延べ人数/年	110	120	130	140	150
児童育成支援拠点事業		人/年	10	10	10	10	10
親子関係形成支援事業		人/年	10	10	10	10	10
地域子育て支援拠点事業		延べ人数/年	80,429 142,560	90,080 142,560	100,890 142,560	112,997 142,560	126,557 142,560
一時預かり事業	幼稚園型 (預かり保育)	延べ人数/年	18,400 19,200	18,000 19,200	17,000 19,200	16,200 19,200	15,600 19,200
		幼稚園型 以外	延べ人数/年	3,223 14,064	3,223 14,064	3,223 14,064	3,516 14,064
	病児・病後児保育事業		延べ人数/年	423 2,160	461 2,160	491 2,160	525 2,160
子育て援助活動支援事業 〔ファミリー・サポート・センター事業〕		延べ件数/年	764	740	717	695	676
妊婦健康診査事業		延べ回数/年	9,856	9,772	9,688	9,604	9,520
実費徴収に係る 補足給付を行う事業	1号認定	延べ月数	34	31	27	24	21
	2号認定	延べ月数	68	69	67	66	67
	3号認定	延べ月数	31	32	33	34	35
多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業		延べ人数/年	48	48	48	48	48
産後ケア事業	居宅訪問型	延べ人数/年	32	32	31	31	31
	短期入所型	延べ人数/年	22	21	21	21	21
	通所型	延べ人数/年	30	30	29	29	29
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	0歳	延べ人数/日	2	2	2	2	2
	1歳	延べ人数/日	5	5	5	5	5
	2歳	延べ人数/日	5	5	5	5	5

第3期
東近江市子ども・子育て支援事業計画
【概要版】
令和7年3月

発行：滋賀県東近江市 こども未来部 こども政策課
〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
TEL:0748-24-5643 FAX:0748-23-7501
メール:kodomo@city.higashiomi.lg.jp